令和５年度　第１回北杜市行政改革推進委員会（書面開催）における意見等と対応結果

議事（１）新・行政改革大綱アクションプラン取組評価結果（令和４年度分）について

全体に関すること		
No.	委員からのご意見等	市の対応と考え方
	● 全体として真摯な取組状況であるとは思いますが、「取組状況」「評価理由」「改善余地の検証」の各欄を見ると、「〇〇をした」は読みとれても、「〇〇をした結果、△△という結果が得られ、その結果に照らすと取組の前提である「現状・課題」の解決にどの程度近づいたと評価でき、「現状・課題」の解決には次年度にどのような改善の余地があるのか」という情報までは読みとれず、特に今回のような書面開催（書面審議）の場合は質疑応答で確認できないため、正確な意見等の提出がやや難しいと感じます。 ● 取組事項によっては難しい項目もあるとは思いますが、できるだけ「〇〇をした」に止まらない情報が読みとれるように、各欄の記載内容の一層の工夫・改善を期待します。	● 委員のご意見を踏まえ、全体を通じて結果が読み取りづらい項目については、取組の結果どのような成果につながったのかを読み取れるように記載内容を修正いたしました。 （政策推進課）
	● 集計結果では全 69 項目のうち 49 件（71%）が S 及び A 評価となっています。これは大きな成果です。 ● 一方で、B 以下が 20 項目あり、うち 16 項目が B です。そのほとんどの評価理由が「概ね計画どおり進捗したため」になっています。評価基準で B のところに「概ね」という言葉を用いていることを引用していると思いますが、「概ね」という言葉は曖昧です。各課によって「概ね」の解釈に幅があるように思います。数値目標を定めていない項目については、極力曖昧さを排除して、できるだけきめ細かい評価が必要です。 ● 数値目標が設定されている項目が 12 項目ありますが、そのうち S と A は 5 項目（41%）で B、C、D が 7 項目となっています。トータルの評価と乖離しています。 ● 目標を言葉で設定した項目については、様々な角度から検証し、曖昧さを軽減してください。所管課の「概ね」の評価に対する適切なチェック体制の再確認をお願いします。	● 委員のご意見のとおり、所管課の解釈により「概ね」に幅が生じてしまうことから、次年度以降の評価に向けて、例えば客観的な視点で８割以上の達成度以上を「概ね」とするなど判断基準を検討し、来年度当初の段階において行政改革推進委員会を開催し、評価の方法をお示しさせていただくこととします。 （政策推進課）

行革の柱１　公共施設保有量の最適化		
No.	委員からのご意見等	市の対応と考え方
	● 行革も一般市民にとってはなかなか関心を持たれないところですが、令和４年度から公共施設の保有量の最適化を目指し、具体的な数値が出てきた段階で、市民の関心が高まってきました。市長と語る会に	● 本市では、令和５年度に個別施設計画の策定を予定しており、策定に当たって実施した市民アンケートでは、公共施設等総合管理計画や本

	おいても、図書館、保育園等の具体的な数値に反応した質問、意見がたびたび聞かれました。短い時間の中での市の説明に納得できてない様子も伝わってきて、委員としても歯がゆい気持ちになります。 ● 市と市民が同じ方向を向いての最適化が進みますよう、今後も慎重に検討を進め（もうすでに推進されている）、市民に対しても尚一層丁寧な説明の場（今までも設けていますが届いていなくて残念です）を設けてほしいと思っています。私も委員として、地域住民で話題になったとき等、できるだけわかりやすく説明できるようにしたいと心がけているところです。	市の公共施設の総量 40%縮減を目標として掲げていることを知らない市民の方が大多数であったことから、より一層市民への周知・説明を図ってまいりたいと考えております。 ● なお、今年度は個別施設計画の策定に当たって、パブリックコメントを実施するほか、策定時には市 HP や広報紙のほか SNS 媒体等でも情報発信を行ってまいります。 （政策推進課）
	（No.1 北杜市公共施設等総合管理計画の推進と見直し） ● 「代表区長会、地域委員会連絡協議会において説明を行った。」⇒会議で説明したことが市民にどのように伝達されましたか？ ● 市長が市民と語る会で丁寧に説明した事が大きなインパクトがあったと思います。	● 委員のご意見を踏まえ、以下のとおり、取組状況の修正を行いました。 「代表区長会、地域委員会連絡協議会において各地区の代表者に説明行い、理解を深めていただいた。また、2 月開催の市長と語る会においても、公共施設に関する質問が多数寄せられ、市長自ら説明し、市としての考え方を参加した市民に示すことができた。」 （政策推進課）
	● 公共施設の統廃合等、個別施設計画を立てて進捗している状況が伺われ、個々の少数意見はあれど、市全体の状況を理解していただき、進めていってほしいとおもいます。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （政策推進課）
	（No.3 市有財産の企業立地用地等への活用） ● 本取組項目は「財政健全の維持」-「行革の柱1」-「資産の積極的かつ戦略的な活用」に位置づけられていることから、基本的には「新たに工業団地を造成するためには･･･多くの時間を要する」という課題を「公共施設保有量の縮減の改革を進めていく中で、未利用地の増加が見込まれることを踏まえ、そういった土地を企業立地の事業用地として積極的に活用」する取組であると考えます。 ● 令和4年度の評価では、市有財産「以外」の活用に重きを置いているようにも読めますが、「未利用地」の活用を軸とした取組であることを明確化して推進する必要はありませんか。	● 令和 4 年度に実施した市有地の洗い出しに基づき、企業が希望する土地を把握しやすいよう詳細な土地情報一覧（土地カルテ）の作成を検討し、積極的に市有地の活用を図っていきます。また、あわせて、市内不動産業者との更なる連携を図るとともに、工業団地等の整備の必要性について検討します。 （未来創造課）
	（No.4 市有財産の売却・貸付の推進体制強化） ● 「長期 12 件、短期 15 件」は令和 4 年度に新たに貸し付けた件数でしょうか？ ● 「庁内連携の強化⇒住宅課へ定期的に状況確認を行った確認を行った」ことが庁内連携の強化にどう結び	● 長期貸付：新規 8 件、継続 4 件 短期貸付：新規 15 件 ● 市営住宅等の跡地利用として、解体状況や境界等に問題がないか確認

	ついていますか？	した上で、公共施設有効活用検討委員会に諮り、庁内で利用意向がない場合には普通財産に移管し、スムーズに公募等により売却を図ることが可能となります。 （管財課）
	（No.6 個別施設計画の策定・推進【公営温泉】） ● 今後公共温泉施設のあり方を検討する委員会を立ち上げていく中で、すべての施設において指定管理委託していることから、指定管理委員会の意見も尊重してほしい。 ● また、施設によって期間が３～５年であるため、民間移管・譲渡を検討していく施設においては終了期間を意識しつつ、取り組んでほしい。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （観光課）
	（No.9 個別施設計画の策定・推進【学校給食センター】） ● 「方向性案を決定する」という年次計画に対して、取組状況は「方向性の検討を行った」とあるが、方向性案は決定したのでしょうか？ ● 決定してなければＡ評価にはならないのでは？	● 委員のご意見のとおり、「方向性案決定」までには至らなかったことから、評価を見直しました。 ● また、あわせて、【No.6 個別施設計画の策定・推進（市営温泉）】についても同様の理由により、評価を見直しました。 （学校給食課）（観光課）
	（No.10 個別施設計画の策定・推進【市営住宅】） ● 移転・退去を促したけれど、移転退去が実現しなかったのか？「促す」ことができなかったのか？ ● 「概ねの入居者に促した」とあるが促せない人はどのような理由か？	● 解体する市営住宅の数が 21 団地あるため、各年度に解体計画を策定しています。計画に基づいて、移転・退去を即した結果を追記しました。 ● また、移転・退去に応じない理由を追記しました。 「①令和６年度に用途廃止･解体を予定する住宅の入居者 12 戸に対し、移転・退去を促した結果、7 戸が移転・退去した。移転・退去に応じない理由は、高齢化により移転・退去が困難なためである。 ②改修や解体の進捗状況と計画の内容を確認する中で見直しの必要性を検討した。 （住宅課）

行革の柱２　歳入の確保・歳出の抑制		
No.	委員からのご意見等	市の対応と考え方
	（No.13 総人件費の縮減） ● 取り組み状況をみると、研修、周知が中心であり、「事務量の見直しによる業務の効率化」など、根本的な原因の解明、抜本的な業務プロセスの改善への取り組みが文面からは見えませんが、実際、取り組み実績はどうでしょうか。 ● もし、こうした本質的な内容への取り組みが進んでいないようであれば、評価はＢでよいのでしょうか。（担当課が人事課というところに問題解決の限界があるかもしれません）	● 「事務量の見直し等による業務の効率化」に向け、行政改革担当部局、デジタル担当部局、財政担当部局と連携を図る中で、AI を活用した業務のデジタル化の推進や予算査定時における徹底した既存事業の必要性の検証、管理職への研修等を実施しております。 ● しかしながら、真に必要な事業の精査を行っていくためには、事業を実施する各所管課の意識改革を図る必要があることから、今後、更に関係部局の連携を強化する中で、効率化に向けた取組を進めていきます。 ● なお、現在の評価「B」につきましては、数値目標から 98.42%であるため、B（目標値に対して 75%以上 100%未満）としておりますので、ご理解をお願いいたします。 （政策推進課）（未来創造課）（財政課）（人事課）
	（No.19 収納対策の推進（過年分）） ● こども保育課、子育て政策課、住宅課の担当項目の取組状況、改善余地の検証が全く同一です。 ● 取組状況は合同対応ということであれば、全く同じ文面ということもあり得るでしょうが、改善余地の検証について、評価がＳ、Ｂ、Ｃと分かれているにもかかわらず、Ｂ、Ｃ評価の担当部署のスタンスが、Ｓ評価と同じでよろしいのでしょうか。 ● 追加の具体的な対応は、必要ないのでしょうか。	● 委員からのご意見を踏まえ、No.19 収納対策の推進（過年分）【放課後児童クラブ負担金】【市営住宅使用料】について、「改善余地の検証（次年度の取組み改善事項）」を修正しました。 （子育て政策課）（住宅課）
	（No.19 収納対策の推進（過年分）） ● 評価は、B～Dまで低い評価となっているが、決して取り組みを行っていなかった訳ではなく、年次計画に対して多方面から未納者にアプローチしており、職員の方の苦労が非常にうかがえる。 ● 様々な取組を実施しても数値目標が達成できないのであれば、①目標数値の見直し、もしくは、②手段の変更、③関わる外部アドバイザーについてもう一度検討し法的措置に踏み切っていけるように、そして職員の心理的な負担が増えないようにしてほしい。	● 数値目標に関しては、各所管課において設定した数値であり、歳入の確保の観点から数値目標の達成は必要であると認識しております。 ● 未達成の項目については、委員のご指摘のとおり、手段・方法の見直し等により、翌年度以降改善できるよう取り組んでいく必要があります。 （政策推進課）

	（No.19 収納対策の推進（過年分）） ● コロナ禍等の事情はありますが、”ごねどく“にならないように引き続き、優しいご努力を期待いたします。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （政策推進課）
	（No.20、21、23 ふるさと納税等の推進【ふるさと納税制度】【企業版ふるさと納税制度】【クラウドファンディング】） ● 素晴らしい成果です。北杜ブランドは、全国的になりつつあります。企業・民間等、トップセールスによるアピールにより、より一層の知名度を上げ、みんなで魅力的なブランド創造しましょう。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （ふるさと納税課）
	（No.21 ふるさと納税等の推進【企業版ふるさと納税制度】） ● 令和４年度の評価は現アクションプランの１年目として妥当な評価だと思われますが、令和５年度以降獲得実績がゼロだとしても、令和４年度と同様の取り組みをしていれば、数値目標ではないためＡ評価となるのでしょうか。（今年度の実績も教えてください）	● 本項目には、具体的な数値目標を定めていませんが、様々な企業から市の事業に賛同また応援していただけるよう、同様の取り組みを行い、更なる制度活用等の周知を図ってまいります。 ● 令和４年度実績：5,000 千円（１件） （ふるさと納税課）
	（No. 26　広告収入の拡充【ネーミングライツ】） ● アクションプランでは令和5年度から「ネーミングライツパートナーの募集、決定を行う」としているので、令和4年度には導入可能施設の絞り込みが完了した（または完了に近い状態にある）のではないかと思います。 ● 北杜市における導入可能施設はどの程度あり、どの程度の命名権料収入が期待できるのでしょうか。	● 昨年度の「北杜市命名権売却事業実施要綱」改正において、対象施設の範囲を規定したところであります。導入可能施設数については、指定管理者制度等との兼ね合いもありますので、施設数は集計しておりません。 ● 命名権料収入については、他自治体の事例から、施設利用者数等で収入金額に開きがあるものと考えていますが、市としては新たな収入源として期待しています。 （政策推進課）

行革の柱３　組織体制の適正化		
No.	委員からのご意見等	市の対応と考え方
	（No.30 人材育成の充実） ● 行政組織改革と人材育成、働き方改革は必須の課題です。効率的でなおかつ楽しい職場づくりを目指して、活力ある北杜市を期待いたします。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （政策推進課）（人事課）

	（No.30 人材育成の充実） ● 人材育成は行政改革の普遍的かつ重要な課題です。そのためには、管理職、中堅職員、初任者等の各層における研修と、職場・職種別等の研修を組み合わせながら効果的に実施する必要があります。すでに「職員研修計画」で実施されているものと思いますが、研修の質の向上と研修を受けた後の実践を重視してください。 ● 人事交流は国、県等への派遣も貴重な経験で有益ですが、新採用職員のジョブ・ローテーション、本庁と出先及び部局間の交流活発化など総合的な交流を行って能力開発、経験の積み重ねを図ってください。 ● 長い公務員生活の中では、病気になったり、一時的に気力が衰えることもあります。そうした職員への相談機能を充実して、回復に向けて適切な対応をお願いします。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （人事課）
	（No.37 テレワークの推進） ● 組織決定されている内容であるため、正式な変更は不可であることは理解しますが、テレワークの導入年度が令和７年度であるというのは、「遅い」というイメージです。 ● 「総務省の調査（令和４年10 月時点）では、全国 1,721 の市区町村のうち 62.9%の市区町村で導入されている」（アクションプラン記載事項）となっており、導入効果は若年層、女性職員に大きく、庁内退職者の縮減、出生率の向上に役立つ施策だと思います。 ● コロナ初期に、不完全な形とはいえ民間で急速に浸透したことを踏まえ、計画の前倒しを期待します。	● アクションプランの年次計画では、テレワーク導入は令和７年度となっておりますが、他自治体では広く制度として導入され、活用が進んでいる状況にあることから、計画の前倒しに向けて取り組んでまいります。 ● 具体的なスケジュールとしては、パソコン端末等の課題はありますが、今年度中には導入できるよう動き出しを始めたところであります。 （未来創造課）（管財課）（人事課）
	（No. 39 職員のデジタル力の向上に向けた研修の充実・強化） ● 各課に「デジタル戦略推進員」を設置されたとのことですが、推進員の具体的な役割や、その役割を担うに必要な研修等の育成・支援体制はどのようになっているのでしょうか。	● デジタル戦略推進員については、令和４年度に北杜市 DX 推進計画の策定にあたり各課における DX の要望の抽出や情報共有、施策の検討を行っていただきました。令和５年度以降については、北杜市 DX 推進本部会議を設置し、その中でデジタル戦略推進員によるワーキンググループを組織し、各課・担当が市民サービスや行政事務の現場で直面している現状・課題や市民の声を踏まえた検討を行ってまいります。 ● なお、研修等の育成・支援体制としては、デジタル戦略推進員向けに DX 勉強会やワークショップを開催しながら、庁内のデジタル化に向けた機運醸成・スキル向上を図っております。 （未来創造課）

行革の柱４　開かれた行政運営の推進		
No.	委員からのご意見等	市の対応と考え方
	（No.42 地域委員会のあり方の見直し） ● 地域委員会は住民の間では、廃止の方向で進んでいるようです。新しい仕組みづくりも期待されます。	● 貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。 （企画課）
	（No.43 外郭団体等の改善の推進） ● アクションプランでは全団体について「団体のあり方の点検・検証を行う」とありますが、資料４の取組状況を見る限り、団体によっては事業等の現況確認であって「あり方の点検・検証」をした結果と言えるか微妙なものが見られます。 ● 「団体の実施事業等」ではなく「団体のあり方」の点検・検証が主であることを明確にした取組の推進を期待します。	● 委員のご意見のとおり、団体の実施する事業への検証に留まっている項目が見られますので、次年度以降は事業内容ではなく、団体のあり方についての点検・検証を行うよう取り組んでまいります。 （政策推進課）
	（No.43 外郭団体等の改善の推進） ● 外郭団体の運営に関して、何かビジョンや具体的な指針、数値目標等はあるのでしょうか。 ● 「経営の自立化」や「団体のあり方」という言葉が出てきていますが、目指すべき状態が共有され、それに向かってどのような努力をしているかが、評価の判断基準になるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。（何か具体的なアクションがあれば、Ａ評価でしょうか）	● 外郭団体は市に代わって市民の暮らしを支える行政代行的業務等を実施しており、業務が着実に実施されていない場合や経営が著しく悪化した場合は、市の政策実現に影響を及ぼすことから、市として適切な関与をしていく必要がありますが、外郭団体の運営に関して、市として明確な指針や数値目標があるわけではありません。 ● 評価の判断基準について、ご指摘のとおり「目指すべき姿」の考え方が統一されれば、評価の判断が容易になりますが、外郭団体ごとに「設立目的」「サービス内容」「市との関与方法」等が異なり、一律に目指すべき状態を定め、それを判断基準にすることは困難な状況にあります。 ● 現状では、外郭団体と関係する所管課ごとに「団体のあり方」を検証していただき、今後の関与方法について検討してまいります。 （政策推進課）
	（No.44 補助金等の見直し） ● アクションプランでは「評価結果を予算査定の際に活用する」とありますが、資料４では政策推進課が「財政課に評価結果を提供した」事実しか分からず、財政課による実際の活用状況は読みとれません。年次計画の「活用する」が評価対象であるので、活用の有無、活用した成果等も含めないと適切な評価が難しい	● 財政課では、当初予算査定において令和３年度の評価結果を活用し、市単独補助金・負担金の必要性及び予算規模等の査定を実施しました。 ● 評価結果を踏まえ、「廃止」の評価結果の事業について予算措置を「０（ゼロ）」としています。

	と考えます。 ● 本取組事項だけではないかもしれませんが、アクションプランの担当課以外が関わる項目がある場合は、課をまたいだ評価が必要かと考えます。	● なお、見直しについては、政策推進課と財政課が連携する中で事業の方向性など早めに検討する必要があります。 ● また、「北杜市補助金等の適正化ガイドライン」では、補助金等の交付・見直し基準を設けておりますが、結果として補助金等の適正化に向けた実効性及び有効性が低いことから、令和６年度に本ガイドラインの見直しに向けて検討してまいります。 ● 取組項目の担当課以外の課が関与する項目については、次年度以降、記載方法を工夫するなど対応を検討します。 （政策推進課）（財政課）